

日本化学会 近畿支部内規

(総 則)

第1条 本支部に関する規程については定款及び支部規程に定めるもののほかこの内規の定めるところによる。

(事 業)

第2条 本支部は支部規程第2条に定められた地域において本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、講演会、講習会、教育・普及に関する事業等の開催
- (2) 支部内の関連学協会との連絡及び協力
- (3) その他支部運営の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 本支部は事務所を大阪市西区靱本町1-8-4（大阪科学技術センター6階）に置く。

(役員及び会議)

第4条 本支部に次の役員を置く。

- 支部長 1名
- 副支部長 3名
- 支部幹事 25名以上70名以内
- 支部監査 2名
- 化学教育協議会委員 必要人数

2 支部長、副支部長、支部幹事、化学教育協議会委員長は、支部幹事会を構成し、支部運営に必要な事項を決定する。

3 支部幹事会の中に、支部事業の企画、開催のため、ワーキンググループを設置する。

4 本支部は支部規程第3条第4項に基づき、教育・普及活動のための組織として化学教育協議会を設置する。化学教育協議会は化学教育協議会委員にて構成し、会議において、事業活動及び運営に必要な事項を決定する。

(役員選出方法)

第5条 支部長候補者については、支部所属の個人正会員及び教育会員から、支部長に就任する2年前の支部幹事会において選考する。選考方法は、役員候補者選考要領を準用する。

2 副支部長候補者について、1名は教育・普及担当として化学教育協議会委員長が就任する。残り2名の候補者については、次年度支部長候補者が本支部所属の個人正会員及び教育会員から候補者を選任する。

3 支部監査は、前年度の化育・普及担当副支部長以外の副支部長が就任する。ただし、支部規程第6条により、前年度の副支部長が本会監事を除く本会役員の場合は支部監査を兼ねることができないため、支部長が本支部所属の個人正会員及び教育会員から選任する。

4 支部幹事は、前年度の支部幹事の推薦に基づき、支部所属の個人正会員及び教育会員から幹事会において選出する。

5 化学教育協議会委員長は、化学教育協議会から推薦された候補者の中から次年度支部長

候補者が選任する。

(役員の任期及び補欠選任方法)

第6条 支部役員の任期は支部規程第7条に定めるところによるが再任を妨げない。

2 役員は任期が満了しても後任者の就任まではその職務を行うものとする。

3 支部役員に欠員が生じた場合、支部長が選任する。補欠による役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(役員の職務)

第7条 支部役員はそれぞれ支部規程第8条に定められた職務を行う。

2 次年度支部長候補者は、支部長に就任する前年度より幹事会に出席し、支部長を補佐する。

3 化学教育協議会委員は教育・普及活動を行うものとする。

4 化学教育協議会委員長は、副支部長(教育・普及担当)として幹事会に出席し、拡大教育・普及部門会議に近畿支部代表として出席する。

(会計幹事、庶務幹事)

第8条 本支部事業達成のため支部長は幹事より会計幹事、庶務幹事を若干名委嘱することができる。

2 会計幹事が不在の場合、支部長が支部の経理責任者としての任を果たせないときは副支部長がこれに代わって職務を代行することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は支部長、副支部長、支部幹事、次年度支部長候補者をもって組織し、必要に応じ支部長が招集する。

2 幹事会の議長は支部長とする。

3 支部長は必要と認めたとき幹事会に支部監査、支部選出の本部役員、委員の出席を求めることができる。

(幹事会の審議事項)

第10条 幹事会は次の事項を審議する。

(1) 支部事業の企画実施に関する事項

(2) 支部内の代議員候補者の推薦に関する事項

(3) 本部から依頼された委員等の候補推薦に関する事項

(4) 本部から委任された業務ならびに委託された事業に関する事項

(5) その他支部の運営に関する事項

(事務局及び職員)

第11条 本支部の事務を処理するため事務局及び職員を置く。

(事業計画書及び収支予算案)

第12条 本支部の次年度の事業計画書及び収支予算案は、支部長及び次年度支部長候補者が作成を行い、毎年9月末日までに財務担当理事経由で会長に提出する。

(年次活動報告書)

第13条 本支部の年次活動報告書は、年度の終わりに支部長が作成し、支部監査の承認を経て会長に提出する。

(収支決算報告書)

第14条 本支部の収支決算報告書は、年度の終わりに支部長が作成し、支部監査の承認を経て財務担当理事経由で会長に提出する。

(会議の旅費及び交通費)

第15条 本支部主催の会議に際しては、近畿支部 旅費及び交通費支給ルールに基づき支給する。

(内規の改定)

第16条 この内規は、支部幹事会の議決を経なければ改訂することはできない。内規を改廃したときは、会務部門長に報告する。

附 則

1 この支部内規は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

(平成23年 2月18日 幹事会決議 制定)

(平成24年 2月20日 幹事会決議 平成24年3月1日改訂)

(平成25年 2月22日 幹事会決議 平成25年3月1日改訂)

(令和 4年11月 2月 幹事による電子投票決議 令和 4年11月2日改訂)